

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

このとおり技術提案書の提出を招請します。

令和 7 年 9 月 1 日

八戸市長 熊谷 雄一

記

## 1. 事業の目的

本事業は、学校施設の既存照明設備をLED照明設備へ交換し、消費電力を削減することにより、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、電気料金及び修繕費用等の財政負担の軽減並びに維持管理に要する事務負担の軽減を図ることを目的として実施するものである。

事業方式については、事業期間の短縮や財政負担の平準化を図る観点から、付帯サービス付きリース（賃貸借）契約方式によるものとし、現地調査の実施や計画、施工、維持管理等に関し、ノウハウを有する民間事業者から提案を受け、本プロポーザルを経て選定した優先交渉権者との間で契約締結に向けた協議を行い、合意に至った場合はリース（賃貸借）契約を締結の上、本事業を実施する。

## 2. 事業概要

### (1) 事業名称

八戸市学校施設照明設備LED化事業

### (2) 対象施設、照明設備及び照明設備図面

#### ①対象施設

別紙 1 「LED化事業対象校 及び LED化施工優先順位 一覧」のとおりとする。

所在地は、別紙 2 - 1 「八戸市立小・中学校等所在地一覧」及び別紙 2 - 2 「八戸市立小・中学校等位置図」を確認すること。

#### ②対象設備

対象施設及び敷地内のすべての照明設備

※本事業の対象となる既存照明設備の種別、設置場所及び数量等の詳細は、別紙 3 「公開参考数量内訳書」のとおりである。

※一覧に記載の照明器具・灯具の数量は、新築時の図面を確認できた建物ではその図面を参考にし、図面を確認できなかった建物については、他校の照明設計事例を参

考に推計したものである。なお、既にLED化済の照明設備も数量に含まれているため、実際の設置数とは異なる可能性があることに留意すること。  
※現地調査の結果等により、内容が変更となる可能性があることに留意すること。  
なお、現地調査は、当市が承諾した後に行うものとする。

### ③図面の提供について

「様式1 参加表明書」を提出した応募者のうち、図面の提供を希望する事業者には、電子メールにて参考図面を提供する。  
図面の提供を希望する事業者は、下記のとおり提供依頼メールを送信すること。  
なお、既存施設のうち図面が存在しない施設があることに留意すること。

#### － 記 －

- ・メールアドレス：kyoikusomu@city.hachinohe.aomori.jp
- ・件名：〔参加事業者名〕八戸市学校施設照明設備LED化事業 図面提供依頼
- ・メール本文必要記載事項：
  - ・参加事業者名
  - ・担当者名
  - ・電話番号

### (3) 契約方式及びリース（賃貸借）契約期間

- ①契約方式は、付帯サービス付きリース（賃貸借）契約とし、契約期間は、契約締結日の翌日から令和18年3月31日までとする。  
※付帯サービス（以下、サービスという。）とは、現地調査、計画、設計、既存照明の撤去（運搬・処分を含む）、LED照明設備の新設などの施工に加え、故障時の修理・交換対応を含む保守・点検サービスを指す。  
※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする（設定期間：令和8年～17年度）。
- ②リース期間及びサービス対象期間は、導入グループ及び施工期間ごとに応じて、次のとおりとする。  
※導入グループとは、施工する施設を引渡し月ごとに区分したグループを指す。
  - A. 施工期間が契約締結日の翌日から令和8年2月28日までの場合
    - ▶ 導入グループごとに、施工期間完了後の翌月1日から10年（120か月）
  - B. 施工期間が令和8年3月1日から令和9年2月28日までの場合
    - ▶ 導入グループごとに、施工期間完了後の翌月1日から令和18年3月31日まで（施工期間完了月ごとに109か月から120か月）  
※いずれの場合においても、施工期間中に設置されたLED照明設備は、リース期間開始日までを仮使用期間とし、初期不良などにより点灯しない場合は、新品と交換すること。  
※本事業で設置したLED照明設備は、リース期間が終了した後、本市に無償譲渡すること。
- ③支払方法：毎月払い（年払いも可とする。）
- ④最終支払年度：令和17年度

### (4) 事業内容

別紙4「八戸市学校施設照明設備LED化事業 仕様書(その2)」のとおり。

### (5) 事業及び企画提案のテーマ

本事業において、企画提案を求めるテーマは次のとおり。

- ①対象施設の導入グループ分け
  - ②LED照明設備の設置に係る計画、施工、施工管理
  - ③既設照明のLED照明設備への更新、撤去及びリサイクル又は廃棄処分
  - ④本事業で交換したLED照明設備の維持管理、保証（契約期間中の無償修繕対応等）
  - ⑤リース期間終了後のLED照明設備の市への所有権移転
  - ⑥その他、本事業実施に伴い必要となる事項
- ※その他詳細については、別紙4「八戸市学校施設照明設備LED化事業 仕様書(その2)」のとおり。

### (6) 施工期間

契約締結日の翌日から令和9年2月28日

### (7) 提案の上限額（令和7年～17年度までの総額）

948,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

### (8) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (9) 再委託と再々委託

- ・本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。  
ただし、主たる部分の再委託は認めない。なお、主たる部分とは、本事業における総合的企画、事業遂行管理、手法の決定及び技術的判断等とする。
- ・施工役割（照明設備工事及び維持管理等）については、再委託及び再々委託を認める。

## 3. 募集に関する事項等

### (1) 選定方法：公募型プロポーザル方式

本プロポーザルは、契約者を決定するに当たり、価格のみの競争ではなく、応募者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての的確性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する応募者が提案した提案書等の内容及びヒアリング等の状況进行评估し、最も高い評価を受けた応募者から順に、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するものである。

### (2) 日程

内容	日程
プロポーザル公告、実施要領の公表、公募開始	令和7年9月1日（月）
プロポーザルの実施要領に関する質問受付期間	令和7年9月1日（月）～ 9月5日（金）午後5時まで（必着）
質問に対する回答の公表	令和7年9月10日（水）までに公表
参加表明書・資格確認書類の受付期間	令和7年9月1日（月）～ 9月16日（火）午後5時まで（必着）

参加資格確認審査結果及び 企画提案書提出要請通知	令和7年9月17日（水）
企画提案書の提出期間	令和7年9月18日（木）～ 9月30日（火）午後5時まで（必着）
企画提案書に係る プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年10月上旬予定
最終審査結果通知	令和7年10月上旬予定
契約に関する協議開始日	令和7年10月上旬予定

## 4. 応募条件

### (1) 応募資格

このプロポーザルに参加を表明できる者は、参加表明書を提出する時点で、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- ①応募者は、提案に必要な諸手続きを行う他、優先交渉権者となった場合は、契約に係る諸手続きを行うものとする。
- ②応募者は、本実施要領の内容を、施工期間内に履行できる者であること。
- ③応募者は、次に掲げる条件を全て満たしていること。なお、複数者で構成する場合は、全ての構成員が当該条件を全て満たしていること。
  - ア 令和7年度八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - ウ 八戸市から指名停止等の措置を受けていないこと。
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - カ 国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予簿承認されている場合を除く。）
  - キ 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

### (2) グループでの参加等に関する留意事項

- ①本事業は、複数者で実施することが可能であり、複数者で実施する場合は、グループの代表事業者（以下「代表事業者」という。）と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。代表事業者は統括的役割を担い、本市教育委員会との連絡窓口となるほか、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負うものとする。また、参加表明書は代表事業者が提出し、1者が複数の役割を兼ねることも認められる。
- ②グループを構成する全ての事業者が（1）応募資格を全て満たしていること。
- ③グループが優先交渉権者として選定された場合、代表事業者が元請となり、構成する各事業者に再委託すること。その際、2の事業概要（9）再委託と再々委託に留意すること。
- ④本事業において、施工役割（照明設備工事及び維持管理等）は、構成員又は協力業者が担当し、建設業法第3条第1項の規定により、電気工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けたものであること。ただし、代表事業者が当該許可を有する場合は、施工役割を担当することもできる。
- ⑤本事業において、施工役割（照明設備工事及び維持管理等）を担当する構成員又は協力業者は、公募開始の日から過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した照明LED化又は照明設備工事の受注実績があること。

- ⑥本事業において、施工役割（照明設備工事及び維持管理等）を担当する構成員については、八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、八戸市内に本社(店)を有していること。
- ⑦本事業において、施工役割（照明設備工事及び維持管理等）を担当する協力業者については、八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、八戸市内に本社(店)を有している業者の活用について、最大限努めること。

※用語の説明

- ・構成員とは、公募型プロポーザルにおいて、共同で提案を行う複数の事業者のうち、各構成事業者を指す。
- ・協力業者とは、公募型プロポーザルにおいて、代表事業者や共同企業体の構成員から再委託を受け、業務の一部を担う企業を指す。

### (3) 複数応募の禁止

- ①単独で応募した事業者はグループでの参加はできない。
- ②複数のグループへの参加はできない。

### (4) 応募に関する留意事項

#### ①提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本市に提出した書類は返却しないものとする。また本市は、応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

#### ②本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。

#### ③提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし本市は、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。

#### ④虚偽の記載の禁止

参加表明書及び資格確認書類、提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とし、応募資格を喪失する。

#### ⑤費用負担

応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

#### ⑥特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工方法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

#### ⑦応募者の複数提案禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

#### ⑧構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、本市が認めた場合はこの限りではない。

⑨責任分担

提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

予想されるリスクと責任分担は、下表によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

⑩優先交渉権の取消し又は失格

過去、同種類似事業において提案と明らかに異なる内容や実現不可能な虚偽の提案を行った事業者と認められた場合には、優先交渉権の取消し又は失格となる事がある。

⑪「④又は⑩」により応募資格を喪失した場合は、当該応募者に対し、書面により個別に通知する。

(5) リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	提案の誤り	事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○
	資金調達	提案書提出からリース開始前の急激な市中金利の上昇・下降	○	○
	不可抗力	天災などによる契約変更・中止・延期（詳細協議によるもの）	協議	
	事業の中止・延期	本市の指示		○
周辺住民等の反対による事業の中止・延期			○	
事業者の事業放棄、破綻によるもの				○
本市の事業放棄によるもの			○	
工事・施工段階	物価の変動	急激なインフレ・デフレ	○	○
	設計変更	本市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断によるもの		○
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○
	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	物価	急激なインフレ・デフレ（工事費、維持管理費に関し、影響のあるもののみを対象とする）	○	○
	用地の確保	資材置き場の確保		○
設計変更	本市の提示条件、指示不備によるもの		○	
	事業者の指示・判断によるもの			○

	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
工事・ 施工 段階	工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	本市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		応募者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
引渡し前に工事に起因し設備に生じた損害			○	
支払	金利	市中金利の変更		○
維持	設備の損傷	本市の故意・過失に起因する施設・設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因する施設・設備の損傷		○
	要求性能未達	所定の性能を達しない場合		○

## 5. 事業者選定の流れ

### (1) 実施要領、様式等の配布

八戸市ホームページに掲載するので、必要に応じてダウンロードすること。

### (2) 説明会

説明会は開催しない。

## 6. プロポーザル実施要領に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和7年9月1日（月）～9月5日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 質問資格

- ・原則として、「様式1 参加表明書」を提出済の応募者であること。  
なお、提出予定の事業者の場合は、質問書と合わせて「様式4 参加資格要件確認誓約書」を提出すること。

### (3) 提出書類

- ・様式4 参加資格要件確認誓約書（様式1 参加表明書を未提出の場合）
- ・様式9 プロポーザルの実施要領に関する質問書

### (4) 質問方法・提出先

- ・下記のとおり、電子メールにより提出することとし、送信後、提出先に電話で受信確認を行うこと。
- ・電子メール以外での質問は受理しない。
- ・質問は、実施要領の内容に関するものに限る。

#### － 記 －

- ・メールアドレス：kyoikusomu@city.hachinohe.aomori.jp
- ・件名：〔参加事業者名〕八戸市学校施設照明設備LED化事業に係るプロポーザル（その2）実施要領に関する質問
- ・メール本文必要記載事項
  - ・参加事業者名
  - ・担当者名
  - ・電話番号

### (5) 回答方法

質問に対する回答書（様式10）は、令和7年9月10日（水）までに八戸市ホームページに掲載する。

なお、質問者の氏名等は掲載しない。

## 7. 参加表明書の提出

次によりプロポーザル参加の意思表示について提出するものとする。

### (1) 受付期間

令和7年9月1日（月）から9月16日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
  - ②グループ構成表（様式2）
  - ③会社概要書（様式3）
  - ④参加資格要件確認誓約書（様式4）
  - ⑤建設業許可証の写し（施工役割を担当する構成員に限る。）
    - ・参加表明時点で、有効期限内であること。ただし、賃貸借契約締結までの期間中に当該許可の有効期限が満了する場合は、遅滞なく更新後の許可証の写しの提出をすること。また、参加表明後に更新申請を行った場合は、更新手続中であることを示す書類※を提出すること。
    - （※受付印のある更新申請書控え、受付票、受理通知書等）
  - ⑥商業登記事項証明書又はその写し
    - ・発行3か月以内のものであること。
  - ⑦印鑑証明書（写し可）
    - ・発行3か月以内のものであること。
  - ⑧国税及び地方税に滞納がないことの証明書（写し可）
    - ・国税（法人税及び消費税及び地方消費税）
    - ・地方税（法人市民税）
    - ・発行3か月以内のものであること。
  - ⑨直前事業年度の財務諸表の写し又はそれに代わる財務状況の確認がとれる書類の写し
  - ⑩業務実績調書（様式5）
    - ・本事業に類似する業務の受託実績等については、他自治体での実績を明示すること。
  - ⑪業務実績の確認資料
    - ・契約の事実を証明する書類（契約書及び仕様書の写し）を添付すること。
  - ⑫各役割責任者業務実績表（様式6）
  - ⑬有資格技術職員内訳書（様式7）
  - ⑭業務実施体制調書（様式8-1、8-2、8-3）
- ※③～⑪について、複数者でグループを構成する場合は、代表者と構成員（各社）について提出すること。

### (3) 提出部数

紙媒体2部（正本1部、副本1部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R又はDVD-R1部

### (4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

#### ①郵送の場合

提出期限内に必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送すること。

②持参の場合

受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、事前に電話連絡し持参すること。

(5) 提出先

「13. 担当課」に提出すること。

(6) 提出書類の留意事項

①基本事項

- ・用紙はA4判縦、片面印刷とし、文字サイズは12ポイントを基本とする(表を除く)。
- ・A3用紙を使用した紙媒体で提出する場合は、A4サイズに折りたたむこと。
- ・印刷は、モノクロ・カラーを問わない。
- ・提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。

②参加表明書(様式1)

- ・代表者印を押印すること。

③業務実績調書(様式5)

- ・4の応募条件(2)⑤に該当する業務実績を2件以内で記載すること。
- ・記載した事業について、契約の事実を証明する資料として「契約書及び仕様書」の写しを提出すること。

④業務実施体制調書(管理技術者)(様式8-1)

- ・配置予定の管理技術者について記載すること。(グループの場合は代表事業者が配すること。)
- ・手持事業の状況は、参加表明書を提出する日において、管理技術者として履行中の事業(特定後未契約のものを含む)を記載すること。ただし、記載する事業は契約金額1,000万円以上の事業とする。
- ・記載した管理技術者は原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

⑤業務実施体制調書(現場代理人及び監理技術者)(様式8-2)

- ・配置予定の現場代理人及び監理技術者(グループの場合は施工役割を担う代表事業者の現場代理人及び監理技術者)について記載すること。
- ・事業を分担する場合は、必要人数分、適宜、様式を複写して作成すること。
- ・手持事業の状況は、参加表明書を提出する日において、現場代理人及び監理技術者として履行中の事業(特定後未契約のものを含む)を記載すること。ただし、記載する事業は契約金額1,000万円以上の事業とする。
- ・現場代理人及び監理技術者は、兼任できるものとする。
- ・契約締結後から施工完了までの期間、本事業に専任の現場代理人を配置し、他の工事との兼任をさせてはならない。

## 8. 企画提案書の提出

企画提案書提出要請の通知を受けた応募者は、企画提案書等を次のとおり提出するものとする。

### (1) 受付期間

令和7年9月18日（木）～令和7年9月30日（火）午後5時まで（必着）

### (2) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式11）
- ②企画提案書（任意様式）
- ③事業効果試算表（様式12又は任意様式）
- ④使用機器提案書（様式13又は任意様式）
- ⑤設計・施工計画書（様式14又は任意様式）
- ⑥工事計画書・廃棄計画書（様式15又は任意様式）
- ⑦維持管理等提案書（様式16又は任意様式）
- ⑧契約終了後の対応（様式17又は任意様式）
- ⑨自由提案書（任意様式）
- ⑩経費見積書（様式18）
- ⑪別紙 見積金額の内訳書（様式19）

・八戸市学校施設照明設備LED化事業（10年間のリース料）における各費用の積算が確認できること（消費税及び地方消費税を含む）。

- ⑫プレゼンテーション用資料（プレゼンテーション時に使用する投影資料を作成した場合は、2up形式のPDFに変換し提出すること。）
- ⑬参加を辞退する場合
  - ・令和7年9月30日（火）までに辞退届（様式20）を担当窓口を持参又は郵送（必着）で提出すること。
  - ・受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、事前に電話連絡し持参すること。

### (3) 提出部数

紙媒体10部（正本1部、副本9部）及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R又はDVD-R1部

### (4) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

- ①郵送の場合  
提出期限内に必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送し、着の有無について、電話により確認すること。
- ②持参の場合  
受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日の午前9時から午後5時までとする。なお、事前に電話連絡し持参すること。

### (5) 提出先

「13. 担当課」に提出すること。

## (6) 提出書類の留意事項

### ①基本事項

- ・このプロポーザルは本事業における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・用紙はA4判縦、片面印刷とし、文字サイズは12ポイント以上とする（表を除く）。印刷は、モノクロ・カラーを問わない。
- ・提出書類の表紙と目次を除く、全てのページ下部中央に通し番号ページを振ること。（例：全20ページの1ページ目の場合は、1/20）
- ・仕切り用紙に書類符号を記したインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。
- ・A3判の用紙を使用する場合は、必ずA4判サイズに折りたたんだ状態で提出すること。綴じ込みの際に支障がないよう、丁寧に折りたたむこと。
- ・企画提案書は、提案者1者につき1提案とする。
- ・提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。

### ②企画提案書提出届（様式11）

- ・代表者印を押印すること。

### ③企画提案書（任意様式）

- ・企画提案書の表紙に「八戸市学校施設照明設備LED化事業企画提案書」「法人名又は事業者名」「提出年月日」を明記すること。
- ・企画提案書は、別紙5の提案評価基準により評価することから、評価基準に留意し、次の項目について具体的に記載すること。

#### (ア)実施方針等

本事業に関する実施方針、実施手順、工程計画、打合せ計画、事業を実施する際の留意点などを、事業の目的、事業内容を踏まえて記載すること。なお、A4判片面印刷3枚以内（任意様式）に簡潔にまとめること。

#### (イ)企画提案のテーマ

- 2の事業概要（5）企画提案のテーマに示した、評価テーマに対する取組方法を具体的に記載すること。なお、記載にあたっては次の事項に留意すること。
- ・文章での表現を原則とし、1テーマにつき、A4判3枚以内（任意様式）に簡潔にまとめること。
  - ・概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いてもよい。
  - ・できる限り平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

### ④経費見積書

- ・代表者印を押印すること。
- ・直接人件費については仕様書の項目ごとに記載すること。ただし、独自提案により項目を追加、変更、削除する場合は摘要に理由を記載すること。
- ・直接経費、一般管理費等、その他必要な項目を明記の上、計上すること。
- ・行は適宜、追加、削除すること。
- ・上記の内訳・内容を満たす場合は、参加者の様式による見積書の添付でも可とする。

## 9. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とし、応募資格を喪失する。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合。
- (2) 提出書類の不備、未記入又は虚偽の記載がある場合。
- (3) 複数の提案を行った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 経費見積書の金額が、提案の上限額を上回る場合。
- (6) このプロポーザル実施要領の公表後、本事業に関する事で審査員に接触を求めた場合。

## 10. 審査・選定方法

### (1) プレゼンテーションの実施

【実施日時】令和7年10月上旬予定

発表順については、参加表明書類受領日時の遅い事業者より順番に行うものとし、各社の説明の順番及び時間については、別途担当課より通知する。ただし、日程の都合によりプレゼンテーションを省略する場合がある。

【場 所】八戸市庁 本館3階 第一委員会室(八戸市内丸一丁目1番1号)

【使用機材】モニターについては、本市が準備する。PC等それ以外のものについては、参加者で用意すること。

### (2) 審査・選定基準

- ・参加者は、企画提案書に合わせたプレゼンテーションを行う。
- ・プレゼンテーション参加者は、構成員を4名以内とする。
- ・八戸市内の事業者の参画・活用状況の確認及び非公開で選考審査会を行うため、匿名審査は行わない。
- ・審査員は、参加者からの提案書及びプレゼンテーションにおけるヒアリングにより、別紙5の「審査・選定基準(その2)」に基づき採点を行う。
- ・審査に要する時間は40分以内(プレゼンテーション20分・ヒアリング20分)とする。
- ・ヒアリングでは、企画提案書の内容について質疑応答を行う。
- ・ヒアリング時の追加資料の提出及び提示は認めない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングが行われない場合は、提出書類のみで審査・選定を行う。
- ・審査の結果、総合得点の最も高い提案をした参加者を、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点者を次点交渉権者とする。同点の場合は、提案内容のうち、地域経済の波及効果に係る評価点が高いものを上位とする。
- ・このプロポーザルに参加する提案者が1者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとする。なお、いずれの場合においても、評価点が満点の6割を超えていることを選定の条件とする。

### (3) 選定結果

選定結果(評価点数と順位)は全ての参加者に書面で通知する。また、優先交渉権者以外の名称を除いた上で、各提案者の評価点数を八戸市ホームページで公表する。なお、選定過程及び選定結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

## 11. 契約

契約内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、本市と優先交渉権者が協議を行い決定する。ただし、本市と優先交渉権者との間で契約条件が合致せず、事業の契約ができない場合は、次の手続きに移行する。

- (1) 優先交渉権者は協議不成立として、辞退届【様式21】を提出する。
- (2) 次点交渉権者がいる場合は、当該者に書面にて通知し新たな優先交渉権者として協議を行う。この協議においても契約条件が合致しない場合には、当該者は辞退届【様式21】を提出する。
- (3) (2)の辞退届【様式21】を受理した場合は、本市は本事業の中止、又は再度の公募等、別の方法の検討を行うこととする。

## 12. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本事業を受注した者（再委託先を含む）及び本事業を受注した者（再委託先を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた者に対して、本事業にかかる事業の事業者（構成員及び協力業者を含む）の選定において参加制限を行う予定である。
- (3) 本事業を受注した者（再委託先を含む）及び本事業を受注した者（再委託先を含む）と資本・人事面等において関連があると認められた者は、本事業にかかる事業に参加しようとする者のコンサルタント等になってはならない。  
上記(2)及び(3)の「本事業を受注した者と資本・人事面等において関連がある」とは、次の①又は②に該当することをいう。
  - ①本事業を受注した者（再委託先を含む）の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
  - ②本事業を受注した者（再委託先を含む）の代表権を有する役員を兼ねていることをいう。
- (4) 提出期限までに参加表明書を提出しない者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (5) このプロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) このプロポーザルへの参加を辞退しようとする者は、辞退届（様式20）を「13. 担当課」へ提出すること。
- (7) 辞退届は電子メールにより提出し、電話により受信確認を行うとともに、代表者印を押印した正本を別途郵送すること。
- (8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、優先交渉権者として選定された者の企画提案書について、このプロポーザルに関する報告等のために契約予定者が了解した場合は、利用できるものとする。
- (9) 提出された書類等は、八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 提出された書類等は、審査及び説明のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。

## 13. 担当課（提出・問合せ先）

八戸市教育委員会 教育総務課 学校施設グループ  
住 所：〒031-8686  
青森県八戸市内丸一丁目1番1号  
電 話：0178-43-9452（学校施設グループ直通）  
E-mail：kyoikusomu@city.hachinohe.aomori.jp